

皮膚科医の偏在

先日、日本臨床各科医会代表者会議に参加する機会があった。日本臨床皮膚科医会など、開業医を中心とする14の各科臨床医会と日本医師会が合同で行う年2回の会合で、各科が抱える現状、問題点を協議する場である。今回は、専攻医のシーリング、医師偏在、医師の働き方改革が話題となった。

厚生労働省医制政局の医師需給分科会は、医師偏在指標を公表するとともに人口動態や患者の需要度を考慮した都道府県別診療科ごとの必要医師数を推定している。これによれば、仕事量や勤務時間を考慮して算出した皮膚科医の必要医師数は2016年の時点で8,987人で、2024年には8,653人(−4%)、2030年には8,357人(−7%)、2036年には7,987人(−11%)であり、今後必要数が減少すると推定されている。性別と年齢をふまえた医師の生残数を考慮すると、皮膚科医の新規養成必要数は2024年の必要数に達するまでに196人/年、2030年の必要数までに173人/年、2036年の必要数までに164人/年と試算されている。地域別では2016年の時点で東京、京都、石川ではすでに充足しており、徳島を含めた1都1府2県では新規養成の必要がないことも示されている。千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪では需給増加が見込まれ、2036年に必要とされる皮膚科医の養成に年間10数人の増員が必要であるが、現在皮膚科医が少ないとされている過疎地域では、地域人口の減少とともに皮膚科を受診する患者も減ると想定されており、2036年に必要とされる皮膚科医の養成数は年間1〜3人とどまっている。

医師偏在・不足の対策として、2019年4月に医師法および医療法が改正された。その概要は、以下の通りである。1) 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設、2) 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化(都道府県、大学、医師会の連携による地域医療対策協議会の機能強化)、3) 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実(医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請を都道府県知事の権限とする、臨床研修：研修医の募集定員の設定権限を国から都道府県に移譲する、専門研修：都道府県の意見を聴いたうえで国から日本専門医機構に対し、必要な措置の実施を要請する)、4) 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応(外来医療機能の偏在の情報を収集し過不足を協議、公表する仕組みの創設)。すなわち、外来診療を含めた地域医療構想が都道府県知事に委ねられることになるようだ。

「皮膚科」は今後どのような制約を受けることになるのだろうか。皮膚疾患に興味があり皮膚科医を目指しても、希望が叶えられない若い医師が出てしまう。そんな残酷な時代が来るのだろうか。危惧して止まない。